

本山町次世代への森林継承促進事業について



所有者の皆様から本山町役場に、所有権移転（売却）のあっせんについての申請書が提出されます。その森林が事業に適しているか確認できれば、あっせん事業者に所有者情報を提供します。あっせん事業者は、その森林を調査してあっせんに必要な森林情報を整理します。

あっせんの対象となる森林の条件

- (1) 樹種及び林齢：要件無し
- (2) 面積規模：1箇所（概ね直線距離で500メートル以内）あたり1,000㎡以上
- (3) 登記：
 - ・ 申込者と登記名義人が同一であること（相続登記が完了していること）
 - ・ 所有権以外の権利（抵当権、地上権等）が設定されていないこと
- (4) 境界：地籍調査の成果等により、全て境界が確定していること
- (5) その他：
 - ・ 保安林の指定を受けている場合、禁伐の制限がないこと
 - ・ 補助事業実施に伴う伐採の制限等がないこと



町に認定されている「次世代の森林管理者」に、あっせん事業者からあっせん対象の森林情報が提供されます。「次世代の森林管理者」の皆様は、その資料を元に森林の調査等をしていただき、購入を希望される場合は、あっせん事業者に所有者との協議参加の旨を書面で提出します。



裏面へ



所有権移転（売買）
に関する協議



協議参加意向のあった「次世代の森林管理者」に対して、あっせん事業者から所有者様のご連絡先をお伝えします。その「次世代の森林管理者」は森林所有者様に直接ご連絡していただき、2者間で所有権移転（売買）についての協議をしていただきます。協議の進捗については、あっせん事業者が進捗管理を行います。



手数料
支払い



手数料
支払い



協議の後、所有権移転（売買）が成立すれば、所有者様と購入した「次世代の森林管理者」からあっせん事業者に対して手数料が支払われます。手数料は、売却代金の3%が目安となります。また、所有権移転の成果についてはあっせん事業者と移転先の次世代の森林管理者から役場に報告されます。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山504

本山町役場 まちづくり推進課

電話：0887-76-3916

メールアドレス：sangyoushinkou@town.motoyama.lg.jp